新潟県病院局管理規程第８号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年８月29日

新潟県病院事業管理者　　若　月　　道　秀

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（特殊診療手当） 第５条　職員のうち、医師等が診療業務に従事したときは、特殊診療手当を支給する。 ２　前項の手当の額は、勤務１月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第１号の額は、勤務１月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の２分の１に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の２分の１に相当する額とする。 (1)～(3)　（略） (4)　新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和 41 年新潟県病院局管理規程第 17 号）の規定により管理職手当の支給をうける職員（以下「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により正規の勤務時間を超えて勤務した場合（新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成３年新潟県病院局管理規程第 15 号）の規定により管理職員特別勤務手当の支給をうける場合を除く。）の額　勤務１回につき 8,000 円（勤務に従事した時間が６時間を超える場合にあつては１万 2,000 円） (5)　医師等（管理職員を除く。）が手術又は分娩（以下「手術等」という。）に従事するために正規の勤務時間を超えて勤務した場合の額　別表第３に定める点数区分に応じて定める特殊診療手当加算点数の欄に掲げる点数を基礎とし、次に掲げる算定式により算定して得た点数（当該点数が負となるときは、零）の月の合計点数（１点未満の端数が生じたときは、	（特殊診療手当） 第５条　職員のうち、医師等が診療業務に従事したときは、特殊診療手当を支給する。 ２　前項の手当の額は、勤務１月につき、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、第１号の額は、勤務１月のうち診療業務に従事した日数が、当該月の正規の診療日の日数の２分の１に満たない日数である医師等については、同号の規定により算出して得た額の２分の１に相当する額とする。 (1)～(3)　（略） (4)　新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和 41 年新潟県病院局管理規程第 17 号）の規定により管理職手当の支給をうける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により正規の勤務時間を超えて勤務した場合（新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成３年新潟県病院局管理規程第 15 号）の規定により管理職員特別勤務手当の支給をうける場合を除く。）の額　勤務１回につき 8,000 円（勤務に従事した時間が６時間を超える場合にあつては１万 2,000 円） (5)　医師等が手術に従事するために正規の勤務時間を超えて勤務した場合の額　別表第３に定める点数区分（「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算出方法」（昭和33年６月 30 日厚生省告示第 177 号）により算出した点数をいう。）に応じて定める特殊診療手当加算点数の欄に掲げる点数を基礎とし、次に掲げる算定式により算定して得た点数の月の合

これを切り捨てるものとする。)を60で除した点数に7,000円を乗じて得た額	計点数（１点未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を60で除した点数に7,000円を乗じて得た額
ア　勤務時間外に開始した場合 特殊診療手当加算点数－Ａ 算式の符号 Ａ　手術等従事点数（手術等に従事した実働時間について、従事時間１分につき１点として換算する点数をいう。以下この号において同じ。） イ　勤務時間内に開始し、勤務時間外に終了した場合(勤務時間終了後60分を超えて終了した場合に限る。) （特殊診療手当加算点数×Ｂ／Ａ）－Ｂ 算式の符号 Ａ　手術等従事点数 Ｂ　勤務時間外手術等従事点数（勤務時間外において手術等に従事した実働時間について、従事時間１分につき１点として換算する点数をいう。） ウ　勤務時間外に開始し、勤務時間内に終了した場合 （特殊診療手当加算点数×Ｂ／Ａ）－Ｂ 算式の符号 Ａ　手術等従事点数 Ｂ　勤務時間外手術等従事点数	ア　勤務時間外に開始した場合 （特殊診療手当加算点数－Ａ） 算式の符号 Ａ　手術従事点数（手術に従事した実働時間について、従事時間１分につき１点として換算する点数をいう。以下この号において同じ。） イ　勤務時間内に開始し、勤務時間外に終了した場合(勤務時間終了後60分を超えて終了した場合に限る。) （特殊診療手当加算点数×Ｂ／Ａ）－Ｂ 算式の符号 Ａ　手術従事点数 Ｂ　勤務時間外手術従事点数（勤務時間外において手術に従事した実働時間について、従事時間１分につき１点として換算する点数をいう。）
３～４　（略）	３～４　（略）
別表第３（第５条関係） （略） 備　考 １　手術を行った場合の点数区分欄の点数は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」(平成６年３月16日厚生省告示第54号）により算出した点数（以下、「診療報酬点数」という。)とする。 ２　分娩を行った場合の点数区分欄の点数は、分娩毎の産児数により定める次の点数(以下、「分娩点数」という。)に応じた点数とする。 産児１児の場合　3,100点 産児２児の場合　7,300点 産児３児の場合　11,500点 産児４児以上の場合　15,700点	別表第３（第５条関係） （略）

３　手術を伴う分娩を行った場合の点数区分欄の点数は、診療報酬点数（点数が 3,100 点以上のものに限る。）に、分娩点数を加えた点数とする。 ４　帝王切開を行った場合の点数区分欄の点数は、診療報酬点数に、分娩毎の産児数により定める次の点数を加えた点数とする。 産児１児の場合　2,000 点 産児２児の場合　4,800 点 産児３児の場合　7,700 点 産児４児以上の場合　10,600 点	

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。